

平成29年11月30日

報道関係者 各位

島原市市長公室

平成29年台風21号に係る災害救助法適用被災地への
災害見舞金の送金について

標記災害により災害救助法が適用された被災自治体に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

三重県伊勢市、度会郡玉城町、京都府舞鶴市及び和歌山県新宮市に対し各10万円

※各市の口座へ11月30日送金予定

2 平成29年度の災害見舞金状況

平成29年7月福岡・大分大雨災害により被災した、福岡県朝倉市、添田町、東峰村、大分県日田市、中津市に対し各10万円を持参または送金済み

平成29年7月22日から的大雨災害により被災した秋田県大仙市に対し10万円を送金済み

平成29年台風18号により被災した、大分県佐伯市及び津久見市に対し各10万円を送金済み

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市



担当 島原市 秘書人事課 秘書広報班 担当 鍛取

電話 0957-63-1111 (内線 127)

E-mail h-kuwatori@city.shimabara.lg.jp